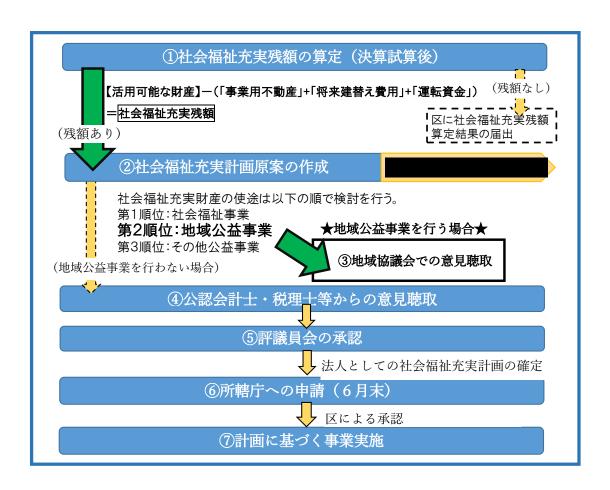
## 社会福祉充実計画に係る地域公益事業に関する意見聴取について(案)

## 1. 社会福祉充実計画と地域公益事業について

平成29年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人は毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除したうえで、再投下可能な財産(以下、社会福祉充実残額という)の算定を行い、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉事業又は、地域公益事業等の実施を内容とした社会福祉充実計画を策定し、それに基づき社会福祉充実残額を再投下していくこととされた。

そのうち、地域公益事業(日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対して、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものであり、公益事業に該当するもの)を実施内容とする社会福祉充実計画を策定する場合には、所轄庁(文京区)が設置する地域協議会において、地域の福祉課題や、対象の社会福祉法人が実施する地域公益事業に対する意見聴取を行う必要がある。



## 2. 文京区の地域協議会の設置について

文京区が所轄する社会福祉法人において、社会福祉充実計画の事業内容として、地域公益事業の実施を選択した場合に、地域協議会では、主に次の(1)~(4)について意見聴取を行う。

- (1)地域の福祉課題に関すること (2)地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- (3)社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見 (4)関係機関との連携に関すること

上記(1)~(4)の内容から、地域福祉保健に関する総合的な協議を行っている「地域福祉推進協議会」が「地域協議会」を兼務することとする。

なお、地域公益事業を実施内容とする社会福祉充実計画の策定がない場合は、本意見聴取は実施しない。

## 3. 文京区所轄法人

| 法人名称       | 主な運営施設               | 社会福祉充実計画策定状況       |
|------------|----------------------|--------------------|
|            | 【主な実施事業】             |                    |
| あしたばの会     | たんぽぽ保育園              | _                  |
|            | 【保育園の経営】             |                    |
| くぬぎの会      | どんぐり保育園              | 新規分園の整備を内容とした社会福祉  |
|            | 【保育園の経営】             | 充実計画を策定、H29年度実施済み。 |
| 文京槐の会      | は~と・ピア、は~と・ピア2       | _                  |
|            | 【障害福祉サービス事業の経営】      |                    |
| 東六会        | 特別養護老人ホームゆしまの郷       | _                  |
|            | 【特別養護老人ホームの経営】       |                    |
| 本郷の森       | 銀杏企画 【障害福祉サービス事業の経営】 | 既存の社会福祉事業の充実を内容とし  |
|            |                      | た社会福祉充実計画策定。       |
|            |                      | H29年~H34年実施中。      |
| 文京区社会福祉協議会 |                      | _                  |
| わかぎり       | 工房わかぎり、わかぎりの家        | <del>-</del>       |
|            | 【障害福祉サービス事業の経営】      |                    |